

請求に当たっての注意事項

※窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

※電話番号は、屋間の連絡先(自宅、勤務先、電話番号)をご記入ください。

※窓口に来られた方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

※身分証明書は、本人又は同居の家族の方のみ請求できます。

※第三者請求の場合は、下記の注意事項をよくお読みください。

※戸籍謄本・戸籍抄本等は本籍地市町村でなければ請求できません。

第三者請求について

1、請求の理由の記載について

(1)権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2)国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名、理由を記載してください。

(3)その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2、請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、資料の提供を求められることがあります。

請求の理由記載欄

権利行使・義務履行のため

国又は地方公共団体の機関に提出するため

その他

[]

聴聞内容記載欄

[]

罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。